

令和5年度第1回 福知山市行政改革推進委員会

日 時：4月28日（金）
午前10時15分から
場 所：市民交流プラザ 会議室4-1

《 次 第 》

開会

- 1 令和5年度委員及び事務局体制の紹介
- 2 委員長・副委員長の選出
- 3 報告事項
 - ・施策レビュー（一次レビュー）実施結果について
- 4 議事
 - (1) 施策レビューについて
 - ・二次レビュー対象施策の選定
 - ・二次レビュー実施日程
 - (2) その他

閉会

【配布資料】

- 資料1 福知山市行政改革推進委員会 委員名簿
- 資料2 福知山市職員名簿
- 資料3 福知山市行政改革推進委員会規則
- 資料4 施策レビュー（一次レビュー）実施結果
- 資料5 令和5年度二次レビュー対象施策（案）
- 資料6 施策レビューについて（案）
- 資料7 年間スケジュール（案）

福知山市行政改革推進委員会 委員名簿
(令和5年4月～)

(50音順、敬称略)

	氏名	機関・団体名・主な公職等
1	井上 拓 (再任)	<ul style="list-style-type: none">・ITコンサルタント・フューチャー株式会社シニアアーキテクト・イノベーションラボラトリ株式会社取締役
2	浦尾 たか子 (再任)	<ul style="list-style-type: none">・京南倉庫株式会社常務取締役・京都府舞鶴港湾審議会委員・京都府産業人材育成委員会委員・(公社)下京納税協会副会長・関西広域連合協議会委員
3	菊田 学美 (再任)	<ul style="list-style-type: none">・行政書士・社会保険労務士・福知山市法令遵守審査会委員・福知山公立大学法人評価委員会委員
4	深尾 昌峰 (再任)	<ul style="list-style-type: none">・龍谷大学 副学長・政策学部教授・学校法人龍谷大学 常務理事
5	細見 祐介 (再任)	<ul style="list-style-type: none">・公認会計士・税理士・福知山市指定管理者制度第三者評価委員会委員・福知山公立大学非常勤講師
6	村尾 慎哉 (再任)	<ul style="list-style-type: none">・公認会計士・税理士・村尾会計事務所所長・滋賀県監査委員

福知山市職員名簿（令和 5 年度）

補職名	氏名
特別参与	熊 谷 哲

（行政改革推進委員会事務局）

補職名	氏名
市長公室長	田 村 雅 之
財務部長	前 田 剛
市長公室 経営戦略課長	山 中 貴 文
財務部 財政課長	蘆 田 祐 幸
市長公室 経営戦略課 課長補佐兼係長	蘆 田 功
市長公室 経営戦略課	北 野 結 花

福知山市行政改革推進委員会規則

（目的）

第1条 この規則は、福知山市附属機関設置条例（昭和28年福知山市条例第29号）第2条の規定に基づき、福知山市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（資料提出の要求等）

第6条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、市長公室経営戦略課において処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年12月21日規則第26号）

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第33号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日規則第45号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第34号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第34号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第56号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日規則第49号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

施策レビュー（一次レビュー）実施結果

「まちづくり構想 福知山」に掲げる全ての施策（60 施策）について、各施策担当部が令和 4 年度の取組みや成果指標の達成状況、改善の方向性等について自ら点検を行う一次レビューを実施しました。

施策レビューシートの作成過程において、経営戦略課で以下の観点に基づき確認・指摘を行い、施策担当部にてシートの見直しを行いました。

1 「まちづくり構想 福知山」に掲げる各施策を実現するために行うのが事業である。その前提にたち、施策を実現するための課題や、各事業が果たすべき役割を明確にする必要がある。

- 施策全体の方向性や課題解決に対する意識が不足しており、施策を構成する各事業の担当課の取組状況を単に集約していないか。部長マネジメントのもと、部・課を横断した協議・調整がなされたか。
- シートの表現方法など形式的な問題だけでなく、一次レビューを実施する上で前提となる各事業所管課を横断した連携がとれているか。
- 施策実現に向けて、解決すべき課題が記載されているが、具体的にどの事業で実現をするのかが明確であるか。
- 施策を推進するための事業数が少なく、施策実現に向けた道筋を明確にしているか。

2 課題解決に事業がどのように結びつき、どのような取組みを行ったのか、また、施策の実現や課題解決にどのように貢献したのか判然としないものが見られるので明確にする必要がある。

- 前年度の取組の有無だけではなく、成果指標や達成状況に関する定量的・定性的な評価がなされているか。
- 課題解決に向けた取組や改善内容について、「～を実施した」「～に取り組む」などの簡潔な表現に留めず、改善に向けた取組の経過や道筋に関しても記載しているか。
- 改善提案を受けての方向転換の対応として、新たな取組事項とあわせて、統合や廃止などに関する意識・工夫がこらされているか。
- 施策実現に向けた個別事業の方向性が前年度と同じ記載のものや、事業継続が目的化していると思われるものについて、改めて事業目的の見直しがなされたか。
- 事業を継続するにあたり必要性や重要性を記載する際は、その理由についても記載されているか。
- 解決すべき課題や取り組んだ事業内容についての記載はあるが、対応関係が不明確で、掲げた課題に対する対応状況などの追跡性が担保できるよう○番号の付番や、箇条書

きにするなどの工夫がなされているか。

3 市民や民間企業等と連携した取組みが時代の要請となっているにも関わらず、そうした連携の姿が見えにくく、認識が不十分なものが見られるので、連携・協働のあり方について具体的に検討し実施する必要がある。

○市直営事業、委託事業を含め、市が主体として取り組む事業の記載だけでなく、市民団体や民間企業等との協働に向けた意識・工夫がなされているか。

○施策レビューシートは、施策の取組をより良いものとするため、市民と共に考え、共に知恵を絞るために用いる重要な資料であることから、専門用語に注釈を加えたり、平易な用語が用いられているか。

基本政策	政策目標	施策	施策担当部	R5 候補	R4 実施	
1 市民一人ひとりが、まちづくりの担い手となり、ほどよい力加減で助け合うまち	1 協働・共創のまちづくり基盤の整備	1 地域組織や地域活動の活性化	地域振興部	①		
		2 地域課題の解決に向けたしくみの構築	地域振興部	②		
	2 持続性のある移動手段の確保	1 日常生活ニーズに応じた外出・訪問サービスの確保	建設交通部	福祉保健部	③	
		2 持続可能な公共交通の制度設計・運営	建設交通部		④	
	3 地域に参画する福知山ファンの拡充	1 良質な住宅ストックの形成と移住促進	地域振興部		⑤	
		2 関係人口としての福知山ファンの獲得	市長公室		⑥	
2 市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち	1 防災・減災、災害対策の強化	1 地域防災力の強化と減災対策の推進	危機管理室	福祉保健部		○
		2 消防・救急体制の充実	消防本部			○
	2 地球環境に配慮した持続可能なまちづくり	1 エネルギーの地産地消の推進	産業政策部			○
		2 廃棄物の適正処理と循環型社会の形成	市民総務部	産業政策部		○
	3 自然と共生する地域空間の形成	1 豊かな自然環境の保全と活用	産業政策部	建設交通部		○
		2 地域文化に根ざした景観の創造と保存	建設交通部	地域振興部		
3 市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、ともに育み、ともに育つまち	1 互いに自分らしさを尊重した人権文化の創造	1 偏見や差別のない多様性の尊重と理解促進	人権推進室		⑦	
		2 人権を尊重した地域生活の確立	人権推進室		⑧	
		3 多文化共生とユニバーサル社会の推進	人権推進室	福祉保健部	⑨	
	2 すべての子どもが大切にされる地域づくり	1 課題を抱える子どもの支援の充実	子ども政策室			
		2 地域全体で子育てを支える機運の醸成	子ども政策室			
	3 安心して出産、子育てできる環境の充実	1 子どもや保護者の健康の保持・増進	子ども政策室			
		2 就学前の保育・教育の推進	子ども政策室			
	4 市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち	1 子どもたちの成長を育む多様な学びの場の充実	1 地域ぐるみの教育の場づくりの推進	教育委員会		
			2 子ども学びと成長の土台づくり	教育委員会		
3 豊かな人間性を育む教育の実践			教育委員会			
2 それぞれの人に適した、生涯を通じた学びの場づくり		1 生涯にわたり学び続けられる機会の充実	教育委員会			
		2 公民館や図書館を生かした学びの場づくり	教育委員会			
		3 高校生など若者の学びへの支援	市長公室	地域振興部		
3 学びを深められる地域資源の継承・発展	1 文化財の保護・活用と地域文化の継承	地域振興部				
	2 福知山公立大学の教育研究の充実	市長公室				
5 市民一人ひとりが、その人なりの生きがいを持ち、健やかに活動的なまち	1 アクティブに人生を歩める生きがいづくり	1 する・みる・ささえる・はじめる生涯スポーツの推進	地域振興部		○	
		2 生活の質を高める文化・芸術活動の振興	地域振興部	⑩	○	
		3 アクティブなまちの基盤となる地域の安心・安全	市民総務部	建設交通部		○
	2 生涯を通じた身体の健康づくり	1 全ての世代に対する健康意識の醸成と動機づけ	福祉保健部			○
		2 高血圧をはじめとする生活習慣病の予防促進	福祉保健部			○
	3 こころの健康づくり	1 多世代にわたる精神的不調の予防と早期発見	福祉保健部			
2 ひきこもり対策の推進		福祉保健部				
6 市民一人ひとりが、最期まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち	1 自分らしく暮らせる社会環境の充実	1 高齢者の身体的・精神的・社会的な健康づくり	福祉保健部			
		2 最期まで自分らしく生きられる「終活」の普及	福祉保健部			
	2 地域包括ケアシステムの推進	1 地域の支え合いによる日常生活支援の推進	福祉保健部			
		2 高度医療・救命救急・一般診療などが連携した地域医療体制の充実	市民病院事務局	福祉保健部		
		3 一人ひとりに寄り添った相談・支援体制の強化	福祉保健部			
	3 介護サービスの基盤整備	1 介護サービスの持続可能性を支える人材の確保	福祉保健部			
2 認知症の人と、その家族への支援の充実		福祉保健部				
7 市民一人ひとりが、生活と仕事の調和の取れた、多様な働き方が活かされるまち	1 働く意欲を支える支援制度の充実	1 スキル取得やキャリア形成の機会の創出	産業政策部			
		2 障害、年齢、性別、国籍などから就労・職場定着に結び付きにくい人への支援の強化	産業政策部	福祉保健部		
		3 子どもや学生の将来に向けたキャリア教育の推進	教育委員会	市長公室		
	2 仕事と調和の取れたライフスタイルの確立	1 男女共同参画の推進	人権推進室			
		2 育児・介護と仕事を両立できる環境の整備	人権推進室	産業政策部		
		3 多様なライフスタイルの実現に向けた働き方の見直し	産業政策部	地域振興部		
8 市民一人ひとりが、時代の変化を先取りし、地域産業の発展に貢献できるまち	1 地域経済を支える産業の振興	1 既存企業の成長促進と企業の誘致・定着の促進	産業政策部		⑪	
		2 産官学金連携を通じた経営力の強化	産業政策部		⑫	
		3 新産業の育成と起業支援の充実	産業政策部		⑬	
	2 DXを生かした商業・サービス業の活性化	1 商店街や個店の魅力向上支援	産業政策部		⑭	
		2 市の特質を踏まえたキラリと光る観光戦略の推進	産業政策部		⑮	
	3 稼ぐ力のある農林業の確立	1 スマート農林業及び稼げる農林業、環境に優しい農林業の推進	産業政策部		⑯	
		2 有害鳥獣対策の推進	産業政策部		⑰	
9 持続可能な生活を支える基盤の整ったまち	1 公共施設の最適化	1 持続可能なまちづくりに向けた公共施設の再配置	財務部			
		2 地域価値向上を図るための公有財産の利活用	財務部			
	2 産業基盤の整備	1 道路などの適切な維持管理と、国や府との連携による道路網の整備	建設交通部			
		2 計画的な上下水道施設の整備	上下水道部			
	3 生活基盤の確立	1 豊かな生活空間の整備	建設交通部			
		2 居住地の浸水対策、治山・治水対策	建設交通部	産業政策部		

施策レビューについて（案）

1 施策レビューの目的

- (1) 施策実現に向けた進捗状況や課題解決の取組等について、外部の意見を得ながら多角的に検討を行い、施策実現に向けた取組をより実効あるものに改善するとともに、各施策を構成する事業についても一体的に不断の見直しを図る。
- (2) 市民に広く公開された場で、施策改善推進委員と客観的な指標に基づき施策実現に向けた取組が効率的・効果的に実施されているか議論を行うことで、行政の透明性を高め、市民への説明責任を果たすとともに、市民と行政の協働のまちづくりやコミュニケーションの促進を図るための共通認識を醸成する場とする。
- (3) 施策レビューでの検証過程を通じ、市職員の政策形成能力の向上を図る。

2 施策レビューの定義

施策レビューは、以下に掲げる一次レビュー及び二次レビューで構成する。

(1) 一次レビュー

「まちづくり構想 福知山」で掲げる全ての施策を対象として、所管部署が毎年度、施策の取組や成果指標の達成状況、改善の方向性等の自己点検を行い、施策実現に向けた取組や施策を構成する事業について、不断の見直しを行うもの。

(2) 二次レビュー

一次レビューの内容を踏まえて選定した施策について、オープンな場で外部の視点による評価・検証の観点を入れつつ、施策を着実に推進し、より良いものとするための熟議を行うもの。

3 施策レビューの実施方法

(1) 工程

項目	内 容
一次レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ○全 60 施策を対象として、毎年度実施する ○施策所管部署が一次レビューシートを作成を通じて、施策の進捗状況や課題、改善の方向性について確認、検証を行う。 ○一次レビューの結果を、施策及び施策を構成する事業の改善に向けた取組に繋げる。
二次レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ○施策改善推進委員、施策改善市民パートナーによる評価、検証 ○4 年間（R4～R7）で実施（令和 4 年度は試行実施） ○毎年度 16～18 施策（基本政策は最大 4 つまで）を実施 <p><対象施策の選考基準></p> <p>施策を一巡することを原則とする。ただし、以下の要件について特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題のある施策 ・達成状況に問題がある施策 ・横展開を図るべき施策 など

(2) 実施内容

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
まちづくり構想 福知山	取組期間 令和 4 年度～令和 8 年度				
				次期構想策定準備	
一次レビュー	試行 60 施策 改善対応	60 施策 改善対応	60 施策 改善対応	60 施策 改善対応	60 施策 改善対応
二次レビュー	試行 10 施策 事前協議 改善対応 ヒアリング	16～18 施策 事前協議 改善対応 ヒアリング	16～18 施策 事前協議 改善対応 ヒアリング	16～18 施策 事前協議 改善対応 ヒアリング	

(3) 施策レビューの実施時期、体制等について

【一次レビュー】

ア 実施時期

< 3 月上旬～中旬 >

- ・施策担当課長が事務事業評価シートの内容を踏まえて、施策レビューシート（原案）を作成する

< 3 月中旬～下旬 >

- ・施策担当部長が施策レビューシート（原案）をとりまとめ、必要に応じて部長間調整を行い、施策レビューシートを作成する。

イ 対応事項

- ・一次レビューの内容は、各部長が次年度当初に策定する各部経営方針に繋げる
- ・一次レビューの結果を踏まえて、施策を構成する事業の改善に取り組む。

【二次レビュー】

ア 実施時期

令和5年7月22日(土)、23日(日)

イ 基本的な考え方

- ・二次レビューは、施策の良し悪しについて評価するものではない。
- ・二次レビューの結果や議論の内容、施策改善推進委員や施策改善市民パートナーから頂戴する意見等を厳粛に受け止め、必要に応じてサマーレビュー等の理事者協議、予算査定に連動する関係課協議へ着実に繋ぐなど市の方針を決定するための重要な参考資料とする。
- ・二次レビューで施策改善推進委員や施策改善市民パートナーからいただいた改善提案等に対する対応状況は適宜、行政改革推進委員会に報告を行う。

ウ 対象施策の選定

二次レビュー対象施策は、毎年実施する一次レビューの結果を基に、行政改革推進委員会の審議内容を踏まえて選定する。

エ 二次レビューの体制

コーディネーター＋施策改善推進委員

施策改善推進委員：行政改革推進委員、専門委員、まちづくり構想審議会委員等

○ コーディネーター

各グループで、施策レビューの進行役を務め、施策改善推進委員と説明者の間で有意義な議論が円滑に進むように促します。同時に、議論を整理しながら、必要な質問・指摘・解決手段の提起や取りまとめを行う。

○ 施策改善推進委員

説明者から施策及び施策に紐づく事業の説明を受け、質問を投げかけながら課題の指摘や課題解決の手段について提案を行う等、議論を重ねつつ検証を行う。

○ 施策改善市民パートナー

施策改善推進委員と説明者との議論を聴き、施策及び施策に紐づく事業が効果的に実施されているかの確認・検証とともに、施策レビューで感じた意見・感想・改善提案等をシートに記入する。

まちづくり構想市民会議参加者及び、市民からの無作為抽出により20名程度の参加を募る。

○ 説明者

市の事業実施担当課職員が、施策や事業の説明及び施策改善推進委員との議論を行う。

○ 事務局

市長公室経営戦略課の職員が、施策レビューの冒頭で基本政策、施策及び成果指標の概要について説明を行う。

オ 進行手順

次の手順により、1施策あたり概ね90分で評価作業を行う。

(ア) 施策概要説明

事務局及び説明者が、施策レビューシート等に沿って説明を行う。

(イ) 質疑応答及び議論

施策改善推進委員が、施策・成果指標の達成に向けての課題、担当部としての取組の方向性、主要な事業の取組状況など施策実現に向けてどうすべきかについて議論を行い、意見をいただく。

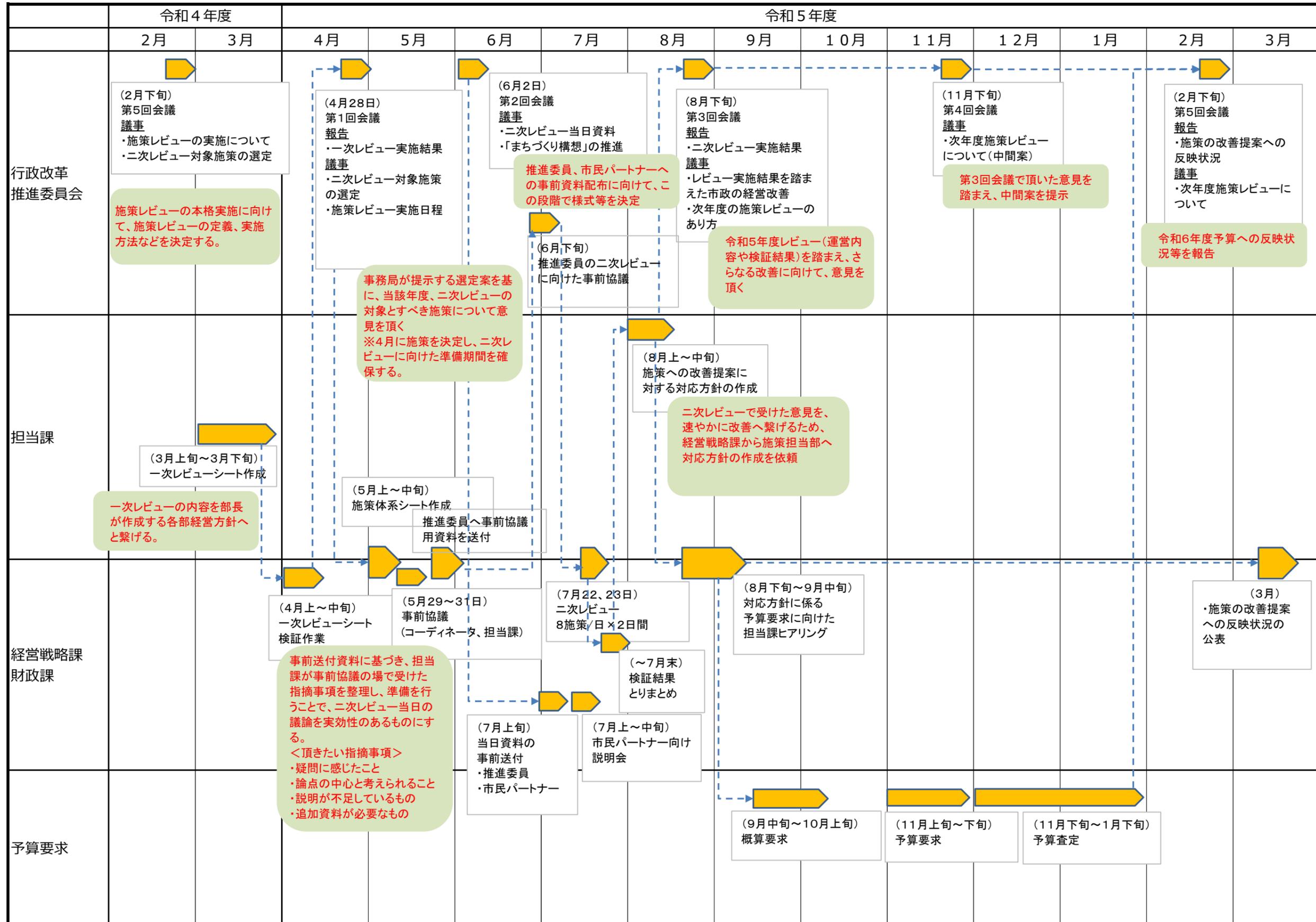
(ウ) 議論のとりまとめ

議論の内容を受けて、コーディネーターがレビューの取りまとめを行う。

カ その他

施策レビューの実施方法については、(1)～(3)の内容に基づく実施を原則としつつ、より実効性を高め、市民に開かれた市民による評価をめざして、毎年度の実施状況を踏まえながら、新しい手法の取入れを検討するものとする。

施策レビューに関する年間スケジュール（案）



事前送付資料に基づき、担当課が事前協議の場で受けた指摘事項を整理し、準備を行うことで、二次レビュー当日の議論を実効性のあるものにする。

<頂きたい指摘事項>

- ・疑問に感じたこと
- ・論点の中心と考えられること
- ・説明が不足しているもの
- ・追加資料が必要なもの